東住吉区災害時医療救護活動従事看護師等登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害時に医療救護活動に従事する看護師、保健師又は助産師（以下「災害時医療救護活動従事看護師等」という。）を事前に登録することにより、東住吉区における災害時医療救護活動の迅速かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（登録要件）

第２条　災害時医療救護活動従事看護師等の登録要件（以下「登録要件」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

⑴　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師の免許を有している者

⑵　自らの意志により災害時医療救護活動従事看護師等としての登録（以下「登録」という。）を受けようとする者

⑶　災害時に医療救護活動に従事することができる者

（従事業務）

第３条　災害時医療救護活動従事看護師等として登録された者（以下「登録者」という。）が従事する医療救護活動は、次の各号に掲げる業務とする。

⑴　医療救護所でのトリアージ業務

⑵　医療救護所での軽症者の応急処置及び看護業務

⑶　医療救護活動の記録作成等

⑷　その他東住吉区長（以下「区長」という。）が必要と認める業務

（従事場所）

第４条　登録者の活動従事場所は、次の各号に掲げる場所とする。

⑴　区長が開設する医療救護所

⑵　その他区長が必要と認める医療救護所以外の場所

（従事期間）

第５条　登録者の活動従事期間は、災害発生後概ね72時間（３日間）とする。ただし、災害の規模や被害の状況により当該期間を延長することがある。

（登録手続）

第６条　登録を受けようとする者は、第１号様式による災害時医療救護活動従事看護師等登録申出書に、第２条第１号に規定する免許に係る免許証の写しを添付し、区長へ提出するものとする。ただし、区長が指定する電子申請フォームに入力して申し出る場合は、必要な書面の提出を省略することができる。

２　区長は、前項の規定による申出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは登録を行い、その旨を申出者へ通知するものとする。

（登録内容の変更）

第７条　登録者は、前条第１項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、第２号様式による災害時医療救護活動従事看護師等登録内容変更届により区長に届け出なければならない。ただし、区長が指定する電子申請フォームに入力して届け出る場合は、必要な書面の提出を省略することができる。

２　区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録内容を変更し、その旨を届出者へ通知するものとする。

（登録の解除）

第８条　登録の解除を希望する者は、第３号様式による災害時医療救護活動従事看護師等登録解除申出書を区長へ提出しなければならない。ただし、区長が指定する電子申請フォームに入力して申し出る場合は、必要な書面の提出を省略することができる。

２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除し、その旨を対象者へ通知するものとする。

⑴　前項の規定による申出があったとき

⑵　登録者が登録要件を満たさなくなったとき

⑶　前２号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと区長が判断したとき

（登録期間等）

第９条　登録期間は、第６条第２項の規定による登録の日から前条の規定により登録を解除される日までとする。

２　区長は、必要に応じて、登録者に対し登録の継続等の意志を確認することができる。

（個人情報の提供）

第10条　登録者に関する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、

災害時の連絡及び医療救護活動に必要な範囲内で、他の関係機関に提供することができるものとする。

（医療救護活動への従事手続）

第11条　区長は、災害発生時に登録者に対し、医療救護活動への従事を要請するものとする。

２　前項の規定による要請を受けた登録者は、当該要請に係る医療救護活動への従事が可能な場合は、当該要請に応じ、活動に従事するものとする。

（費用弁償）

第12条　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生した場合は、この要綱に基づき医療救護活動に従事した者に対して、法令の定める基準に基づき手当等を支給する。

２　この要綱に基づく医療救護活動中の事故に対する補償については、災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年大阪市条例第97号）に基づき、損害を補償する。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。